

名家連ニュース

令和元年6月30日(日)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 626号

精神障害者と家族を委縮させるマスコミ報道に物申す

大阪府吹田市の交番で警察官が刺されて拳銃を奪われた事件。逮捕された容疑者が精神障害者保健福祉手帳を所持していたこと、障害者雇用枠で就労していたことが連日報道された。こうした過剰な報道が精神障害者や家族を傷つけ、怯えさせ、社会生活に大きな支障をきたしている事実を告発する。

報道各社は、本当の原因が定かでない段階から、容疑者の理解できない言動を精神疾患に結びつけた。手帳や障害者雇用枠の就労を報道しなければならない必然性はどこにあるのか、各社の見識を問いたい。センセーショナルな報道によって、どれ程の方たちが傷ついたのか…「外に出るのが怖い」「外出を控えている」「デイケアや作業場の通所を減らした」「病状が出現してきた」「入院した」という痛ましい声が、家族・当事者から寄せられている…この現実をマスコミ各社は重く受け止めるべきである。

また、川崎市などの事件も含め、「引きこもり」が「社会悪」であるかのような報道姿勢が、そうした状況下にある人々の痛みに寄り添うどころか、社会参加という「当たり前」の「ささやかな希望や願い」まで奪っている事実を断罪せずにはいられない。

マスコミ各社は、他の事件で逮捕された場合、容疑者が『「癌」や「糖尿病」の治療を受けていた』『内科/眼科/整形外科に通院していた』などという報道はしない。精神疾患だけを特別視して報道することは「偏見差別」「社会悪」の極みである。

マスコミが果たさなければならない「社会的責任」「社会的モラル」を逸脱した今回の報道のあり方に猛省を促したい。(文責：名家連家族相談員/堀場洋二)



シリーズ⑦ 福祉サービスの種類/手続きなどの相談窓口

《相談窓口 ⑨》 在宅サービス

○ 居宅介護等 (ホームヘルプサービス)

障害のある方が、在宅で生活していくために必要となるサービスを提供するもの。居住地の区役所または支所で交付された受給者証に基づき、支給量の範囲内において、利用者と事業者との間で契約を行います。



- | | | |
|--------|----------|---|
| 《居宅介護》 | 1. 身体介護 | 居宅における食事、入浴、排せつ等の介護 |
| | 2. 家事援助 | 調理、掃除、生活必需品の買物等 |
| | 3. 通院等介助 | 通院等の際の付添い介助 |
| | 4. 行動援護 | 精神障害により行動上著しい困難がある障害者に対し、外出時の移動中の介護及び危険を回避するための援護を行うもの。 |

上記サービスについて、一定の基準に基づきその方に必要と認められる時間を月単位で決定します。

《利用料》

ひと月に利用したサービスの量に関わらず、利用者本人(18歳未満の方は保護者)の所得状況に応じた利用者負担上限月額を超える負担は生じません。(上限月額まではサービス費用の1割を負担)

居宅介護等	
区分	月額負担上限額
	障害者
市町村民税非課税世帯 生活保護世帯および中国残留邦人等の支援給付受給世帯	0円
市民税課税世帯（所得割 16万円未満）	9,300円
市民税課税世帯（所得割 16万円以上 28万円未満）	18,600円
市民税課税世帯（所得割 28万円以上 46万円未満）	18,600円
市民税課税世帯（上記以外）	37,200円

（注）ここでいう世帯の範囲は、障害者については、「本人及びその配偶者」となります。

《対象者》 精神障害者・児（精神障害者保健福祉手帳、又は精神通院医療にかかわる自立支援医療受給者証の交付を受けている等の要件を満たす者）

《問い合わせ》 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)

○ 自立支援配食サービス

「配食」が必要と認められた日に、昼食又は夕食の「1食」を配達するとともに、利用者の安否を確認します。

《対象者》 市内に在住している方で精神障害者のみの世帯の方

（注1）そのほか上記の世帯に準ずると認められる世帯の方についても利用できる場合があります。

《問い合わせ》 障害者基幹相談支援センター



○ 短期入所（ショートステイ）

介護者の方が病気の時などに一時的に施設等に入所することができます。

《利用料》 居宅介護等の利用料に同じ。ただし、食事にかかる人件費及び食材費については自己負担となります。（市民税非課税世帯及び市民税課税世帯で市民税所得割 16万円未満の方（障害児世帯については市民税所得割 28万円未満）は食材費のみの負担となります。）

《利用日数》 状況等を勘案して決まります。

《対象者》 精神障害者

《申込》 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)



《相談窓口 ⑩》社会参加の促進

○ 移動支援

単独で外出することが困難な障害者や障害児が外出する場合に、ヘルパーが付き添い移動の支援を行うサービスです。 [移動支援のご案内\(PDF形式:280KB\)](#)

《利用方法》

1. 居住地の区役所または支所へ申請を行い、支給決定を受ける必要があります。
2. 支給決定を受け受給者証が届いたら、市が登録をしている事業者のなかから事業者を選んで契約を結び、サービスの提供を受けます。

《利用者負担》 前述の居宅介護の利用料参照

《対象者》 単独で外出することが困難な 精神障害者

《申込》 [区役所福祉課（社会福祉事務所）支所区民福祉課](#)